

後援等名義の使用承認に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、地方公共団体、民間団体など（以下「主催団体」という）の主催するイベント、記念事業、見本市、展示会、講演会など（以下「開催事業」という）に関する苫小牧商工会議所及び関係団体（苫小牧商工会議所議員会・女性会・青年部、その他苫小牧商工会議所が事務局を担う団体）の共催、協賛、後援、その他これに準ずるものの名義（以下「後援等名義」という）の使用の承認について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 共催、協賛、後援（「共催、協賛、後援」を以下「共催等」という）の定義を以下のとおりとする。ただし、本会以外の事業者または団体（以下「他団体」）と共催等する場合には、他団体の定義を準用することができる。

- (1) 共催 共催とは苫小牧商工会議所及び他団体と共同で催行する事業であって、互いに労務及び資財を提供するものをいう。
- (2) 協賛 協賛とは他団体が催行する事業であって、その趣旨に賛同し、事業に係る経費の一部に対し苫小牧商工会議所の資財を提供するものをいう。
- (3) 後援 後援とは他団体が催行する事業であって、その趣旨に賛同し、労務及び資財の提供を伴わないものをいう。

(主催団体等の承認基準)

第3条 後援等名義を使用する主催団体等については、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国または地方公共団体
 - (2) 公益法人またはこれに準ずる団体
 - (3) その他公益性の高い事業を行う団体であり、会議所が適当であると認める団体
 - (4) 会員企業が行う、苫小牧及び周辺地域の振興に資する取組。
- 2 主催団体等は、暴力団その他の反社会的勢力（構成員・準構成員・関係企業・半グレ集団やこれらに準ずる者を含む）ではなく、これらと一切関わりを持たず又は持った過去がないこと及び申請にかかる事業がこれらとかわりを持つものでないと誓約するものとする。

(開催事業の承認基準)

- 第4条 開催事業は、以下に掲げる要件を満たしているものでなければならない。
- (1) 苫小牧及び周辺地域の振興に寄与するもので、公益性のある事業であること。
 - (2) 公序良俗に反しないもの、または反するおそれが無いと判断される事業であること。
 - (3) 営利を目的としない事業であること。
 - (4) 特定の個人または法人の利益を目的としない事業であること。
 - (5) 特定の政治団体、宗教団体、または暴力団など反社会的団体の活動などに供しない事業であること。
 - (6) 開催の目的、日程が明確であり、かつ事業遂行能力が十分であると判断される事業であること。
 - (7) 安全対策が万全であると認められる事業であること。
- 2 前項の要件を満たしている場合であっても、専務理事の判断により、承認しない場合がある。

(承認申請手続)

- 第5条 後援等名義の使用承認を受けようとする者は、原則として後援等名義の使用を開始しようとする 14 日前までに、後援等名義使用申請書(様式第1号)および以下に掲げる必要書類を会議所へ提出しなければならない。
- (1) 主催団体の存在を明らかにする書類
 - (2) 開催事業の目的及びその計画・事業内容を明らかにする書類
 - (3) その他会議所が必要と判断した書類
- 2 後援等名義使用申請書(様式第1号)に関しては、当該申請書に記載された必要事項をすべて満たすものであれば別書式を用いても良い。
- 3 後援等名義の使用承認の期間は、承認を受けた日から開催事業の終了の日までとする。なお、後援等名義使用の開始とは、名義を使用した文書やチラシ等を印刷するなどの作業に取り掛かる時点を言う。

(承認等の通知)

- 第6条 後援等名義の使用の承認または不承認についての申請者に対する通知は、後援等名義使用承認通知書(様式第2号)または後援等名義使用不承認通知書(様式第2号)を送付して行うものとする。

(計画変更等の届出)

- 第7条 後援等名義の使用の承認を受けた者(以下「名義使用者」という。)は、当該事業の計画等、その他承認に係る事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を

計画変更等の届出書（様式第1号）及び計画の変更内容を証明する書類を会議所へ提出しなければならない。

（承認の取消）

第8条 苦小牧商工会議所は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等名義の使用の承認を取り消すことができる。

- （1）名義使用者がこの内規に違反したとき。
- （2）名義使用者が偽りその他不正の手段により後援等名義の使用の承認を受けたとき。
- （3）準備・運営などでトラブルが発生し、主催者（申請者）側の責任が問われた場合
- （4）第3条第2項（主催団体等の承認基準）の定めに反していることが明らかとなったとき

2 使用の承認を取り消す場合は後援等名義使用承認取消通知書（第3号様式）をもって通知する。

3 苦小牧商工会議所は前項により承認を取り消した場合、それによる各種損害の責を負わない。

（開催事業終了の報告）

第9条 名義使用者は、後援等名義を使用した開催事業が終了したときは、事業終了後20日以内に事業結果報告書（第4号様式）および以下に掲げる必要書類を会議所へ提出しなければならない。

- （1）名義を記載した印刷物
- （2）看板、会場設備等に名義を使用した場合はその写真
- （3）その他収支報告書等開催事業の事業結果を示す書類

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、後援等名義の使用に関し必要な事項は、専務理事が判断する。

附 則

この規定は2021年11月1日より施行する。